

令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について

〔 令和8年4月21日
閣 議 決 定 〕

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項の規定に基づき、令和8年度における中小企業者に関する国等の契約の基本方針を別紙のとおり定める。

令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

第1 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項**1 中小企業者の受注の機会の増大の意義**

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。)は、国等が中小企業者(官公需法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下「中小企業・小規模事業者」という。)の受注機会の増大を図るよう規定している。地域経済において重要な役割を果たす官公需においてこれを実現するためには、中小企業・小規模事業者及び新規中小企業者を契約の相手方として積極的に活用するとともに、価格転嫁・取引適正化を着実に推進して、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第3条の基本理念に掲げる「中小企業の多様で活力ある成長発展」を図ることが重要である。

我が国経済は、足元の物価高によるリスクに直面する一方で、成長と分配の好循環が実現しつつある。こうした中で、コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするために、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(令和7年6月13日閣議決定)において、官公需における価格転嫁のための施策パッケージが策定されたところである。

国等(官公需法第2条第3項に規定する国等をいう。以下同じ。)は、こうした点を踏まえ、官公需法第4条に規定する中小企業者に関する国等の契約の基本方針(以下「国等の契約の基本方針」という。)に掲げる措置を着実に実施するものとする。

なお、中小企業基本法第3条第1項において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」については、これを対象に含まないことに留意するものとする。

2 中小企業・小規模事業者向け契約目標**(1) 契約目標**

国等は、第2、第3及び第4に掲げる措置を講ずること等により、国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として引き続き61%、金額が約6兆4,572億円を目標とするものとする。

このうち、新規中小企業者(官公需法第2条第2項に規定する新規中小企業者をいう。以下同じ。)の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として3%以上を目標とするものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。

(2) 中小企業・小規模事業者等向け契約の実績金額の公表と受注機会の増大

国等は、中小企業・小規模事業者向け契約の実績金額について、各府省及び公庫等(官公需法第2条第3項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するとともに、新規中小企業者向け契約の各府省及び公庫等別の実績金額について公表するものとする。

また、中小企業庁は、令和7年度の国等の官公需総実績金額に占める中小企業・小規模事業者又は新規中小企業者向け契約の実績金額の比率が前年度と比較して大きく低下している機関に対し、必要に応じ、改善に向けた取組について聴取を行うものとする。また、令和8年度における国等の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者又は新規中小企業者向け契約目標の比率を大きく下回る機関に対しても、同様に聴取を行うものとする。

(3) スタートアップを含む新規中小企業者の受注機会の増大

国等は、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）において、スタートアップが重点分野の一つとされている上、「政府及び地方公共団体による公共調達を拡大し、スタートアップの新技術の社会実装を加速する」とされていることから、スタートアップ育成の重要性に鑑み、近い将来における新規中小企業者の契約比率の目標値の更なる引上げや、新規中小企業者の契約比率が3%未満となっている各省各庁及び公庫等における中小企業者に関する契約の方針（官公需法第5条第1項に規定する方針をいう。以下同じ。）への数値見通しを含めた改善に向けた措置の追記を視野に入れつつ、スタートアップが含まれ得る新規中小企業者の受注機会の増大に取り組むものとする。

3 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

各省各庁の長及び公庫等の長は、国等の契約の基本方針に基づいて速やかに中小企業者に関する契約の方針を作成するとともに、同方針に定められた措置等を推進するための体制を整備するものとする。原則として、当該体制には各機関の全ての内部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

4 地方公共団体への協力依頼

(1) 国等の契約の基本方針の要請等

国は、全ての地方公共団体に対して、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請するものとする。

加えて、地方公共団体の調達事例の横展開や広域・共同での調達の拡大等を通じて、地方公共団体によるスタートアップからの調達拡大を促進するものとする。

(2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表

中小企業庁は、地方公共団体による国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

また、地方公共団体の官公需施策の推進に資するため、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表するものとする。

中小企業庁は、第2の2（10）の価格交渉・転嫁の実施状況を把握するため、地方公共団体から契約相手方となる受注者のリストの提供を受け、当該受注者リストをもとに調査を実施し、その結果を取りまとめ公表するものとする。中小企業庁及び総務省は、公表された調査結果を通じて、地方公共団体が自らの価格交渉・転嫁の評価を真摯に受け止め、自主的に必要な改善策を講ずるよう促すものとする。

(3) 連携推進体制の活用

中小企業庁は、関係省庁（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）と連携し、官公需確保対策地方推進協議会（以下「地方推進協議会」という。）（注）を活用して、国等の契約の基本方針に盛り込んだ中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための取組が一層効果的なものになるよう、情報提供に努めるものとする。

また、地方公共団体が地域の強み・特色を活かして、地域内の中小企業・小規模事業者の官公需受注機会の更なる増大を図るための方策についての検討を行うものとする。

（注）中小企業庁等の担当者が、地方ブロック別に、国等の地方支分部局及び地方公共団体等の担当者に対し、国等の契約の基本方針の内容を説明し、意見交換を行う場。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

国等は、以下に定める中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるもの

とする。加えて、受注量だけでなく、取引内容そのものの質的向上を図る観点から、適正な請負代金の設定や工期の確保などの価格転嫁・取引適正化のための措置についても講ずるものとする。これにより、中小企業・小規模事業者が供給する物件等（工事及び役務並びに物件をいう。以下同じ。）に対する需要を増進し、中小企業・小規模事業者の発展を持続的なものとする。

なお、これらの措置については原則として全て実施するものとし、措置の一部又は全部を実施していない機関は、中小企業庁に対して措置の実施状況を通知する際に、当該措置を実施していない理由をあわせて通知するものとする。中小企業庁は、措置の実施状況を公表する際、あわせて当該理由についても公表し、各機関による自主的な改善を促すものとする。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請するものとする。

1 中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるために必要な措置

中小企業・小規模事業者の受注機会を増大するためには、発注規模、競争環境、評価項目等が適切に設定されることが不可欠である。そのため、国等は、それぞれの発注段階において、参入しやすい契約規模への分割、技術力がある中小企業・小規模事業者や地域の中小企業・小規模事業者が参入しやすいよう入札時の参加条件や評価項目への設定を検討するとともに、入札参加資格の弾力化を検討するものとする。なお、検討の結果、当該措置を実施することが効果的・効率的であると認められる場合には、その措置を確実に実施するものとする。

（１）技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

- ① 国等は、技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成１２年１０月１０日政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の下位等級の上位等級への参入の弾力化を一層進めるものとする。また、創意工夫による価値を適切に評価することが適当と認められる場合には、総合評価落札方式を積極的に活用するものとする。
- ② 国等は、高度かつ独自の新技術を有するスタートアップには中小企業・小規模事業者が含まれ得ることを踏まえ、再委託先を含めたスタートアップからの公共調達の拡大に向けて、効果的な施策の検討を行うものとする。具体的には、高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等との随意契約（スタートアップ技術提案評価方式）についての申合せ（令和６年６月１０日関係府省庁等申合せ）の一層の活用に加えて、資金繰りへの配慮等のスタートアップの参入を促す入札や契約実務等に係る実態把握と運用促進に努めるとともに、ＳＢＩＲ制度等の研究開発成果の積極的な調達、本格調達に向けたデジタルマーケットプレイス等の国等の調達を容易にするツールの活用促進などが含まれる。

（２）事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

国等は、自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第５６条第１項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第５８条

第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

(3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的な活用に向けた地域要件の設定等

- ① 国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することとし、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、地域の建設者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や地域への精通度等を評価することにより、地域企業の適切な評価等に努め、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組がなされるよう促進するものとする。
- ③ 国等は、工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合には、これを十分考慮するものとし、一般競争入札においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等を評価項目として採用することにより、地域の中小企業・小規模事業者の積極的な活用に取り組むものとする。
- ④ 国等は、業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、協定等を通じて災害時における継続的な供給体制を構築しようとする場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等とその積極的な活用に取り組むものとする。

(4) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

国等は、競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることはしないものとする。

(5) 全省庁統一資格の等級に関する配慮

- ① 国等は、一般競争入札及び指名競争入札並びに少額の随意契約による場合であってオープンカウンター方式により実施する契約の見積り合わせを行う際は、極力同一資格等級区分内の者による競争を実施することとし、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を行うものとする。
- ③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(6) 総合評価落札方式の適切な活用及び評価の実施

- ① 国等は、発注内容を踏まえて必要に応じ、価格以外の要素を適切に評価するために総合評価落札方式を活用することとし、その前提として、品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書、審査項目を作成するものとする。

- ② ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、地方支分部局を含めて、役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価する総合評価落札方式の適用拡大を進めるものとする。

(7) 調達手続の簡素・合理化

国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。

(8) 分離・分割発注の推進

国等は、物件等の発注を行う際はあらかじめ、価格面、数量面、工程面等並びに商品の種類ごとに、公正性を確保した上で、分離・分割して発注を行うことが契約内容の効果的・効率的な執行に資するかどうかについて検討（公正性についての検討も含む。）し、資すると認められた場合は、分離・分割発注を確実に実施するものとする。

特に、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等、より多くの視点で分離・分割発注の検討を行うものとする。

また、分離・分割発注に際し、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用など発注能力の向上に向けた取組を実施するものとする。

なお、公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から、「発注関係事務の運用に関する指針」において、適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう留意するものとする。

(9) 中小建設業者の受注機会の確保に向けた配慮

- ① 国等は、一般競争入札や指名競争入札を行う際、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等の配慮を行うものとする。
- ② 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用を一層推進することにより、中小建設業者に対する受注機会の増大を図るものとする。
- ③ 国等は、地域における公共工事の担い手が確保されるよう、競争入札に必要な資格、公共工事等の規模等について、地域の実情に配慮した設定を行うものとする。
- ④ 国等は、災害からの迅速な復旧復興に資するよう、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 国等は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術等及び受注が可能な者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約による契約を検討し、特段の支障がない場合は随意契約による契約を行うものとする。

(10) 中小石油販売業者に対する配慮

国等は、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、①及び⑤に留意するとともに、例えば、②、③及び④のような取組により、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

- ① 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、費用対効果等も勘案しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。
- ② 災害時の燃料供給協定等において災害時に優先的に供給すべきとされている重要施設や緊急車両等については、当該石油組合との平時と災害時の一体的な燃料供給に関する随意契約を誠実に検討すること。
- ③ 一般競争入札により調達する場合には、災害時における優先的な燃料供給を要件とし、適切な地域要件の設定（地域内に燃料供給拠点を有すること等）を行うこと。
- ④ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力（８）に掲げる分離・分割発注を行うこと。
- ⑤ 原油価格の高騰や燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

2 官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

中小企業・小規模事業者が受注した契約において、価格転嫁・取引適正化を実現するためには、契約締結時において予め物価変動を適切に請負代金に反映し、納期・納入条件等が明確に設定されること、契約期間中においても円滑に価格転嫁の交渉が行われること等が不可欠である。そのため、国等は、物価変動を反映した予定価格の作成、価格交渉の円滑化のための契約条項の設定、低入札価格調査制度の適切な活用を通じたダンピング防止、知的財産権の適切な取扱いなど、発注前から契約期間中の各段階に応じて、必要となる措置を講ずるものとする。

(1) 適切な予定価格の作成

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たって予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。
 - ・市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格
 - ・契約期間中に通常見込まれる価格変動
 - ・最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）
 - ・需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動
 - ・消費税及び地方消費税の負担等

- ② ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するものとする。
- ③ 物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物流効率化基本方針を踏まえ、国等と契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）附則第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するものとする。
- ④ 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ、また、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 4 条第 2 号に基づく「労務費に関する基準」の活用等を促進するものとする。

（2）公共工事におけるダンピング防止推進の周知

国等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条の規定を踏まえて、公共工事の入札の際に、当該規定に定めた様式のとおり入札金額の内訳書の提出を求めるものとする。

（3）適正な納期・工期、納入条件等の設定

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するとともに、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、契約の実態把握を行うものとする。
- ② 国等は、物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確に設定するものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合には、複数の商品を例示するなどして、実質的な銘柄指定も行わないものとする。
- ④ 国等は、物資の流通の効率化に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 5 号）第 3 3 条に基づく貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、自らが施設の管理者となる場合や物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該施設の利用や当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、貨物集配中の車両が駐車できるスペースの確保、再配達の削減をはじめとする措置を率先して講ずるものとする。

また、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 60 号）の一部施行により、荷主等が、貨物自動車運送事業法の許可等を得ずに運送行為を行う、いわゆる違法「白トラ」に運送を委託することが禁止されたことを踏まえ、物品等の継続的な運送を伴う役務に係る発注を行う場合には、貨物自動車運送事業法の許可等を得ずに運送行為を行う違法な事業者に委託しないものとする。これを担保するため、受注事業者との間で物品等の継続的な運送を伴う契約を締結する際には、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者を排除するため、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」にのっとり、当該受注事業者に対して、委託先のトラック事業者が許可等を得ずに違法に運送を行っていないことを証する誓約書や委託先のトラック事業者が必要な許可等を有していることを示す書面の提出を求める等の措置を講ずるものとする。

（４）再委託を含めた適正な人件費確保等の周知

国等は、役務及び工事等において外注（再委託や再々委託以降を含む。）が必要な元請事業者に対し、地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮すること、外注先の適正な請負代金及び工期を確保すること、外注先との間であらかじめ書面により作業内容、人件費単価、期間等の明確化を図ることについて、入札説明の際に周知を行うものとする。

（５）最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

国等は、清掃、警備、洗濯、庁舎管理その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、契約期間中の最低賃金の改定見込額を含めた適切な予定価格を作成するものとする。加えて、入札金額における人件費についても、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。

また、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に設定するものとする。

さらに、契約後において、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対して確認し、受注者からの求めがあった場合には適切に対応するものとする。

（６）中小建設業者の取引適正化に対する配慮

① 国等は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）における持続可能な建設業の実現という趣旨と中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの休日確保の推進等の要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化に努めることとし、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大を図るもの

とする。あわせて、関係省庁は、休日の付与、発注時期の平準化、工期の変更等の状況をモニターするなど、契約の実態把握に努めるものとする。

- ② 国等は、地方公共団体と連携して、「発注関係事務の運用に関する指針」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」などを踏まえ、地方公共団体の取組の「見える化」をはじめとした方策を通じて、公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及び地域における公共工事等の施工時期等の平準化に努めることにより、中小建設業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ③ 国等は、公共工事の発注関係事務の適切な実施に必要な知識又は技術を有する職員を育成することを支援するため、講習会の開催、自らが実施する研修への発注者の職員の受入れ、民間団体による研修の活用等の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(7) 低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を活用するものとする。低入札価格調査制度の対象とされている契約のうち、全部又は一部で同制度の設定をしていない国等の組織にあっては、制度の設定を行うものとする。
- ② 国等の業所管省庁は、各府省庁等に共通する主要な業種の契約について、直接人件費・直接物件費を指標とする等の新たな低入札価格調査制度の基準を設定し、国等においては、その基準を参考に基準の設定を行うものとする。

さらに、低入札価格調査制度の対象となる契約に関する入札公告・入札説明会の資料等において、調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細、積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めること、積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には落札者とししない場合があることを、入札参加者に事前に周知するものとする。
- ③ 国等は、低入札価格調査を行う際は、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格（都道府県別の賃金水準、最低賃金額、公共工事設計労務単価、毎月勤労統計調査の賃金指数等）に沿った単価になっているかを確認するものとする。また、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとし、その結果、合理的な理由なく業務の履行に必要な人件費が見込まれていないと認められた場合には、落札者とししないよう取り扱うものとする。
- ④ 国は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の導入とその適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

(8) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

- ① 国等は、物件等の発注に当たって、受注者の資金繰りがしやすいように部分払をすることにより、受注者が円滑に事業を実施できるように努めるものとする。特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮するものとする。
- ② 国等は、中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、国等に対する債権の譲渡が必要と認められる場合は対応するものとする。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の

効力は妨げられないことと改正された民法（明治29年法律第89号）第466条第2項の趣旨を踏まえ、国等は、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、国等の承諾を得なかったとしても債権の譲渡は有効であることについて、中小企業・小規模事業者に情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めるものとする。

（9）知的財産権の取扱いの明記

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、その財産的価値について十分に留意し、その著作権を発注者へ無償譲渡させないものとする。また、実施の範囲や期間、受取対価といった、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確に規定するものとする。

加えて、契約に当たっては、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させることができるコンテンツ版バイ・ドール契約を活用するものとし、現行及び将来のコンテンツ制作を含有する契約の有無にかかわらず、コンテンツ版バイ・ドール条項を含む、契約書のひな形を作成するものとする。

（10）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

① 工事の契約時の対応

国等は、工事の発注に当たっては、建設業法第34条第2項に基づく「工期に関する基準」と「労務費に関する基準」を踏まえ、適正な工期の確保や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定について、契約後の状況に応じた契約変更の実施などに対して、適切に対応するものとする。

特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更についてはあらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定するものとする。

さらに、発注者である国等は、主要な資材の供給の著しい減少、資材価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないこと、入札による契約であることを理由に協議に応じないといった対応は行わないものとする。

② 物件及び役務の契約時の対応

国等は、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、必要に応じて契約変更を実施するなど、適切な対応をとるものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額（入札による契約を含む）の変更について申出があった場合、協議に応じない一方的な価格決定とならないよう迅速かつ適切に協議を行うものとする。さらに、その旨の条項をあ

らかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

③ 全ての発注における対応

上記①、②の対応に当たっては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費の指針」という。）の発注者としての行動③に記載されている「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の趣旨を考慮するとともに、地方公共団体においては、令和7年度補正予算に計上された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用を検討するものとする。

また、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し、国等から少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めるものとする。なお、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて請負代金を設定するものとする。

さらに、国等は、契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には入札による契約を含め再交渉が可能であることや、受注者がコスト増加に伴う契約金額の変更を申し出た場合に、当該受注者に対して次回以降の発注における指名・選定その他の取扱いにおいて不利に扱ってはならないものとし、あらかじめ入札説明会や入札説明資料、契約時においてその旨を説明するものとする。

3 官公需情報の提供の徹底

中小企業・小規模事業者が、官公需に関する発注情報や取引を改善するノウハウ・支援策等の情報を迅速かつ的確に入手できるよう、国等は、以下の措置を通じて、発注情報の公表、各機関の相談窓口の設置、中小企業支援団体等によるノウハウ・支援策の提供、国等・地方公共団体の発注者間の情報共有の促進などを進め、発注者全体の取組水準の向上を図るものとする。

（1）各機関による発注情報の公表と説明

- ① 国等は、一般競争入札、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報や発注計画に関する情報をホームページへ掲載するなどして、中小企業・小規模事業者に対する情報提供を徹底するものとする。
- ② 国等は、発注を行う際、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項を仕様書に明記又は入札説明会等において十分な説明を行うものとする。

（2）官公需情報ポータルサイトによる一括した発注情報の提供

中小企業庁は、国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報を中小企業・小規模事業者がより迅速かつ一覧性をもって入手できるよう、各機関の発注情報を収集した官公需情報ポータルサイトの運用を通じて、情報提供を行うものとする。

（3）中小企業基盤整備機構による情報提供などの必要な協力

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、官公需法第9条の規定に基づき、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

(4) 官公需に関する相談体制の整備

- ① 国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を設置する。中小企業庁は、当該窓口の連絡先等を取りまとめ、公表を行うものとする。
- ② 地方公共団体は、組織ごとに「地方公共団体の契約に関する相談窓口」を設置する。総務省は、当該窓口の連絡先等を取りまとめ、公表を行うものとする。また「取引かけこみ寺」は必要に応じ、当該窓口の紹介を行うものとする。
- ③ 中小企業庁は、中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業・小規模事業者からの相談に応じた支援及び情報の提供等の充実を図る取組を支援するものとする。
- ④ 国等は、中小企業関係団体と連携して、特に小企業者（小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定する小企業者をいう。以下同じ。）を含む小規模事業者の経営課題に応じた官公需情報の提供を充実させ、加えて、「働き方改革」に対応するための中小企業・小規模事業者からの相談に応じた支援を実施するものとする。

(5) 国と地方公共団体が連携した情報共有・交換のための協議会

- ① 中小企業庁は、地方推進協議会において、官公需の受注機会の増大、価格転嫁、発注時期等の平準化など価格転嫁・取引適正化に必要な取組の説明、意見交換を行い、発注の際に留意する事項を地方公共団体と共有するものとする。
- ② 国等は、「地域発注者協議会」（注）等において、公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の施工時期等の平準化に必要な取組について、発注者間で情報交換や連絡・調整を行うとともに、地方公共団体等における公共工事等の発注時の共通の課題への対応や各種施策を共有するものとする。

（注）発注者間の連携を図るため、地域ブロックごとに組織された協議会。

4 被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

(1) 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講ずるものとする。

- ① 国等は、官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、代金の支払については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うものとする。
- ③ 国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより

円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

- ④ 国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、2（1）に掲げる留意点が反映された、適切な予定価格を作成するものとする。
- ⑤ 国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由による不当な取引の制限、返品等を行うことがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切に契約するものとする。
- ⑥ 国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材、表彰等の行事における記念品等、地域性の高い物品を調達する場合には、被災地域の物品を積極的に調達し利用するものとする。また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合は、受託者に対し被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励するものとする。

さらに、国等の施設内で食堂を運営する事業者に対しても、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励するものとする。

- （2）令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に上記（1）に掲げる①から④までと同様の措置を講ずるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

国等は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

なお、公共工事については、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等の受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事等の経験、施工状況等の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定することで確保されることに留意するものとする。

（1）新規中小企業者への配慮

- ① 国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要となるときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を行うものとする。

- ② 国等は、少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うと

もに、電子メール等を活用するなど電子的手段を利用するものとする。

- ③ 国等は、新規中小企業者が提供する新商品等について、公募により当該新商品等と同様の性質を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合であって、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかとなるときは、公募の手続を省略して随意契約をすることができることに留意するものとする。
- ④ 国等は、指名競争入札による場合及び少額の随意契約による場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に基づく都道府県知事の認定に係る商品又は役務（いわゆる「トライアル発注認定商品等」という。）その他関係法令等で認定された商品又は役務のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大を図るものとする。
- ⑤ 国等は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、第2の3（4）に掲げる国等が設置する「官公需相談窓口」及び中小企業団体中央会が設置する「官公需総合相談センター」において、適切に対応するものとする。

（2）新規中小企業者の受注機会増大に向けた契約実績の把握

中小企業庁は、新規中小企業者の受注機会を増大させるため、官公需総実績額に占める新規中小企業者向け契約実績額の比率に応じて、国等から通知を受けた以下の内容について取りまとめ、公表するものとする。

- ① 国等は、官公需総実績額に占める契約比率が3%以上の場合、その具体的な事例を中小企業庁に通知するものとする。
なお、通知できる事例がない場合は、その理由を通知するものとする。
- ② 国等は、官公需総実績額に占める契約比率が3%未満の場合、中小企業庁が公表を行った①の事例を参考に改善策を検討し、その結果を中小企業庁に通知するものとする。

（3）地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

- ① 国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 中小企業庁は、地方推進協議会を活用して、地域の新規中小企業者の受注事例の把握に努め、その情報を提供するものとする。
また、地方公共団体の長により認定された商品又は役務の受注機会の増大を図るため、地方推進協議会を活用して、こうした商品等を周知する機会等を提供するものとする。

2 組合の活用に関する基本的な事項

（1）事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。
なお、WTO政府調達協定上、国が協同組合又は連合会と締結する契約には、同協定が適用されないこととなっており、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第11条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第18号においても事業協同組合等との契約は随意契約を締結できるとされていることから、これらの随意契約を締結する可能性を排除しないように留意することとする。なお、独立行政法人等についても同様に本協定の適用除外とされている（協定附属書I付表3に関する注釈1）。
- ② 中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う

取組を支援するものとする。

(2) 官公需適格組合の活用

- ① 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるとともに、中小企業庁は、地方推進協議会の場合等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取組を支援するものとする。

第4項	第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項
-----	--

(1) 国等の契約の基本方針の普及及び徹底等

国等は、国等の契約の基本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、地方推進協議会への参加等により得た中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 国等の契約の基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

各府省等は、第2、第3及び第4の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知する等、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、当該諸項目の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、その実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

各府省等は、第2の2(10)の価格交渉・転嫁の実施状況を把握するために、各府省等の契約相手方となる受注者のリストを中小企業庁に提供するものとする。中小企業庁は、当該受注者リストをもとに調査を実施し、その結果を取りまとめ公表するものとする。各府省等は、自身の価格交渉・転嫁の評価を真摯に受け止め、組織内に周知を行うとともに、価格交渉・転嫁に係る措置の着実な履行など必要な改善策を講ずるものとする。

(3) 国等の契約の基本方針の共有

国等及び国等の地方支分部局等は、国等の契約の基本方針に記載された事項の確実な実施を図るため、組織内の契約担当者をはじめとする関係の職員に対し、定期的に周知を行うなどして確実に認識を共有するものとする。

(4) 価格転嫁・取引適正化の実施に向けた人事評価における配慮

国等は、地方支分部局等を含めて、地域経済において官公需の価格転嫁が重要な役割を果たすことを踏まえ、会計・調達など発注に関係する業務を担当する職員が、積極的に価格転嫁・取引適正化に取り組むことができるよう、当該職員が取り組んだ官公需における価格転嫁・取引適正化への取組について、人事評価において適切に配慮するものとする。